



火山災害に対する備え

防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に50火山の周辺地域（23都道県）は火山災害警戒地域に指定されています（令和8年7月31日時点）。

○火山災害に関する情報を知る

過去の火山災害（御嶽山噴火災害）

平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害※では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生しました。噴火災害には、風水害のように大きな前兆が見られない場合があり、平成27年の活動火山対策特別措置法（活火山法）の改正により、登山者や観光客等に対しては、火山防災マップや噴火警戒レベルをはじめとした火山情報の収集など、火山の噴火等に対して備えをするよう努力義務が課されました。

※御嶽山噴火災害を題材にした火山の噴火災害への対策については、「防災・危機管理e-カレッジ」で公開しています。

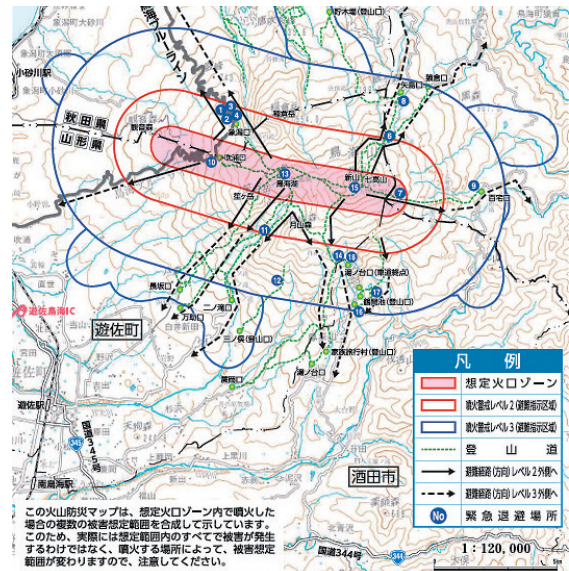


消防庁ホームページURL

<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/cat63/cat40/cat37/1-8.html>

火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を掲載したものです。事前に各自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



鳥海山火山防災マップ（山形県遊佐町ホームページより）

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標で、火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4又は5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。実際に、令和4年7月24日、鹿児島県の桜島で発生した噴火では、一時、噴火警戒レベル5「避難」が発表され、一部の市町村は避難指示を発令しました。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード	火山活動の状況	説明
特別警戒	噴火警戒（居住地域） 又は 噴火警戒	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、あるいは噴火している状態にある。	危険な居住地域からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。
			レベル4 高齢者等 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	危険な居住地域からの高齢者等の避難、住民の避難の準備が必要（状況に応じて避難場所等を判断）。
警戒	噴火警戒（火口周辺） 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な入山者の被害に及ぼす噴火の発生が予想される（可能性が高まっている）。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への入山規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
			レベル2 火口周辺 規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火の発生、あるいは噴火の発生が予想される。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに 留意	火山活動は継続中、火山活動の状況によって、火口内で火山活動の発生が予想される（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活（状況に応じて火口内への立入規制等）。

噴火警戒レベル

気象庁ホームページURL

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html



○火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時※など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難情報の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに近くの退避壕や山小屋等に避難する、岩かげに身を隠すといった行動が有効です。

※発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅延なく市町村長又は警察官等に通報しなければなりません。

○富士山の大規模噴火と広域降灰への対策

富士山の大規模噴火による影響

日本一の高さを誇る富士山も活動火山の一つです。富士山における噴火は1707年の宝永噴火を最後に、その後の約300年間確認されていません。しかしながら、大量の降灰をもたらす大規模噴火がひとたび発生すると、その影響は富士山の周辺地域に留まらず、首都圏を含む広範囲に及ぶと想定されています。

広域降灰対策の基本方針

令和7年3月に内閣府（防災担当）が策定した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」では、火山灰の量に応じて生じる様々な被害の様相を、4つの「ステージ」に分けて、対策の考え方や留意点等を整理しています。この中で、ステージ1～3においては、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することが基本とされています。

ステージに応じた被害の様相

火山灰の量に応じて生じる様々な被害の様相を、4つの「ステージ」に分けて、対策の考え方や留意点等を整理しました。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4
降灰量	微量～3cm	3cm～30cm 積雪が深い	30cm～30cm 積雪が深い	30cm以上 土壌が侵食される懸念
建物倒壊	—	大スパンの建物 ^{※1} は損壊の可能性	—	木造家屋倒壊の危険（両用時）
輸送・移動・物資供給・ライフライン	鉄道・航空機等運航停止 物資供給支障	道路通行・物資供給困難 ^{※2} ライフライン影響小	▲道路通行・物資供給困難 ^{※3} ライフライン影響大（長期化）	—
基本的な行動 ^{※4}	生活を継続	生活を継続 （状況に応じて移動）	生活を継続 （状況に応じて移動）	▲原則避難 最大規模は建物に避難
避難・介護サービスが必要 ^{※5}	生活を継続	生活を継続 （状況に応じて移動）	▲原則避難	—

※1：体育館等の支保脚から柱までの距離や開口が大きい建物。

※2：一時的に交通遮断となることもあるが、緊急対応により生活圏が可能な状況。

※3：降灰中で視界が低下する等により歩行での移動が困難な状況は、基本的に自宅等の室内へとどまる。建物倒壊などの恐れ、室内での火災時にはコブやろくろの活用等の対応が重要。降灰量が多い場合は、降灰中での移動は避ける。

※4：降灰に伴う社会活動の低下により避難・救助による生活が困難で生き延びるために避難が必要となる（例：高齢者による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。避難場所の確保、自宅等での生活が困難な場合は、一時的に避難所へ避難する。

ステージに応じた被害の様相

（リーフレット「火山灰への備え」（内閣府・気象庁）より）

自宅での生活を継続するために

降灰の場合、食料・飲料水や衛生用品など、他災害と共通の備えだけではなく、火山灰の吸入を防ぐための防塵マスク、エアコンの室外機からの侵入を防ぐための防塵カバー、降灰を除去するためのスコップなど降灰対策特有の備えも必要になります。

降灰により自宅での生活継続が長期化する可能性も想定し、一週間分以上は備蓄を行っておくようにしましょう。

自宅での生活を継続するためのチェックリスト
(他災害と共通)

食料・飲料水

- ☐ 水
- ☐ 食品(ごはん(アルファ米等)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パン等)

衛生用品

- ☐ 洗面用具
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ トイレ用紙
- ☐ おむつ・生理用品
- ☐ マスク

その他備蓄品

- ☐ 懐中電灯(手動充電式が便利)
- ☐ 携帯ラジオ(手動充電式が便利)
- ☐ 予備電池・携帯充電器
- ☐ マッチ、ライター、ろうそく

医薬品

- ☐ ばんそうこう
- ☐ 包帯
- ☐ 消毒液
- ☐ 常備薬

避難する場合のチェックリスト

衣料品や貴重品

- ☐ タオル(複数枚)
- ☐ プランケット
- ☐ 簡易枕
- ☐ 貴重品(身分証明書や現金、印鑑)

降灰作業特有のチェックリスト
(降灰対策特有)

降灰対策用品

- ☐ 防塵マスク
- ☐ 安全ゴーグル
- ☐ スコップ
- ☐ 軍手
- ☐ 防塵カバー(エアコン室外機用)

自宅での生活を継続するためのチェックリスト

（リーフレット「火山灰への備え」（内閣府・気象庁）より）

○8月26日は「火山防災の日」

令和5年の活火山法の改正により、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が「火山防災の日」に制定されました。明治44年、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、同観測所での観測が始まったことから、この日を「火山防災の日」とされました。

火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525